

令和6年度 第2回豊中市男女共同参画審議会

日時：令和7年(2025年)1月21日(火)

13時～15時

WEB会議システム「Zoom」を使用し開催

事務局：豊中市役所第二庁舎5階第1会議室

議 事 次 第

1. 「とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ」の事業の拡充について
2. その他

資料

- ・ 次第
- ・ 豊中市男女共同参画審議会委員名簿（第11②期）
- ・ **資料1** とよなか男女共同参画推進センターすてっぷの事業の拡充について
- ・ **資料2** 令和7年度に実施する取組み（予定）について（報告）
(参考資料)
- ・ **参考資料1** 豊中市男女共同参画審議会規則
- ・ **参考資料2** 豊中市男女共同参画審議会の傍聴要領

豊中市男女共同参画審議会委員（第11期②）

任期：2024年1月20日～2026年1月19日

（敬称略）

区分	氏名	所属・職名
(1) 学識経験者	クラガキ 千恵 倉垣 千恵	産婦人科医師
	ニシオ アキコ 西尾 亜希子	武庫川女子大学共通教育部教授
	ナカムラ モトヒコ 中村 馨彦	弁護士
	オオウチ アキコ 大内 章子	関西学院大学経営戦略研究科教授
	アオタケ ミカ 青竹 美佳	大阪大学大学院高等司法研究科教授
	ミヤマテ チカヨ 宮前 千雅子	関西大学人権問題研究室委嘱研究員
	イワモト ハナコ 岩本 華子	神戸市看護大学看護学部専門基礎科学領域 社会福祉学分野 准教授
(2) 市民公募	トマリ 千恵 渡真利 千恵	市民公募
(3) 市長が特に 必要と認める者	カワモト ヨシアキ 河本 良昭	豊中商工会議所副会頭
	フルカワ ヒロオ 古川 博夫	豊中市人権教育推進委員協議会副会長
	ニシオ カズユキ 西尾 和幸	豊中企業人権啓発推進員協議会幹事
	ウラ ヨウタロウ 浦 耕太郎	日本労働組合総連合会大阪府連合会北大阪地域協 議会豊中地区協議会副議長
	オクダ ソウキ 奥田 壮記	あけぼのひだまり保育園園長

委員13人（女性委員7人、男性委員6人）

「とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ」の事業の拡充について

(1) センター設立の目的

男女が対等な構成員としてその責任を分かち合い、共に築く男女共同参画社会の実現をめざす。

(2) 実施事業（とよなか男女共同参画推進センター条例第 3 条）

- ①情報の収集・加工、提供
- ②相談事業
- ③市民活動支援
- ④啓発
- ⑤調査研究
- ⑥施設提供・管理

(3) 検討の背景と今後の方向性

背景

- ・女性版骨太の方針に基づく女性活躍推進・経済的自立の促進
- ・女性支援新法の成立
- ・社会全体の男女の平等感について、「男性優遇」は男女ともに 6 割から 7 割となっている（令和 2 年度市民意識調査）

今後の方向性

- ・女性支援（総合相談支援の実施）と働きやすい環境整備（両立支援）の 2 つが重要な柱になる

(4) 課題

- ・豊中市の女性の労働力率について、全体的に国・大阪府に比べて低くなっている一方で、就学前児童の母親の 8 割以上、小学生の母親の 7 割程度は何らかの就労希望を持っているため女性活躍の推進、就労継続のための職場環境の整備等を進めていく必要がある。
- ・相談事業について、困難な問題を抱える女性への切れ目のない包括的な支援が求められている。
- ・認知度、利用状況について、年齢層に偏りがあり、利用者が固定化している。若い世代をはじめとした幅広い世代の利用促進を図る必要がある。
- ・関係機関・団体（自治会等）との連携について、中間支援組織として関係機関・団体と協働を進める必要がある。

(5) 検討の方向性

① 働きやすい環境整備の事業の実施

（男性・女性労働者の権利侵害への相談、企業の働きやすい環境整備推進等）

⇒ 情報ライブラリーの一部スペースを就労や起業支援のために活用できるスペースとして拡充。活用方法について、事業者から提案をもらう。

② 女性総合相談支援の実施

（同行支援などの伴走型支援の実施による相談支援の充実）

③ アウトリーチ（地域啓発）の強化

（若年層に対する教育に関する学校等との連携）

【参考1】 サービス水準

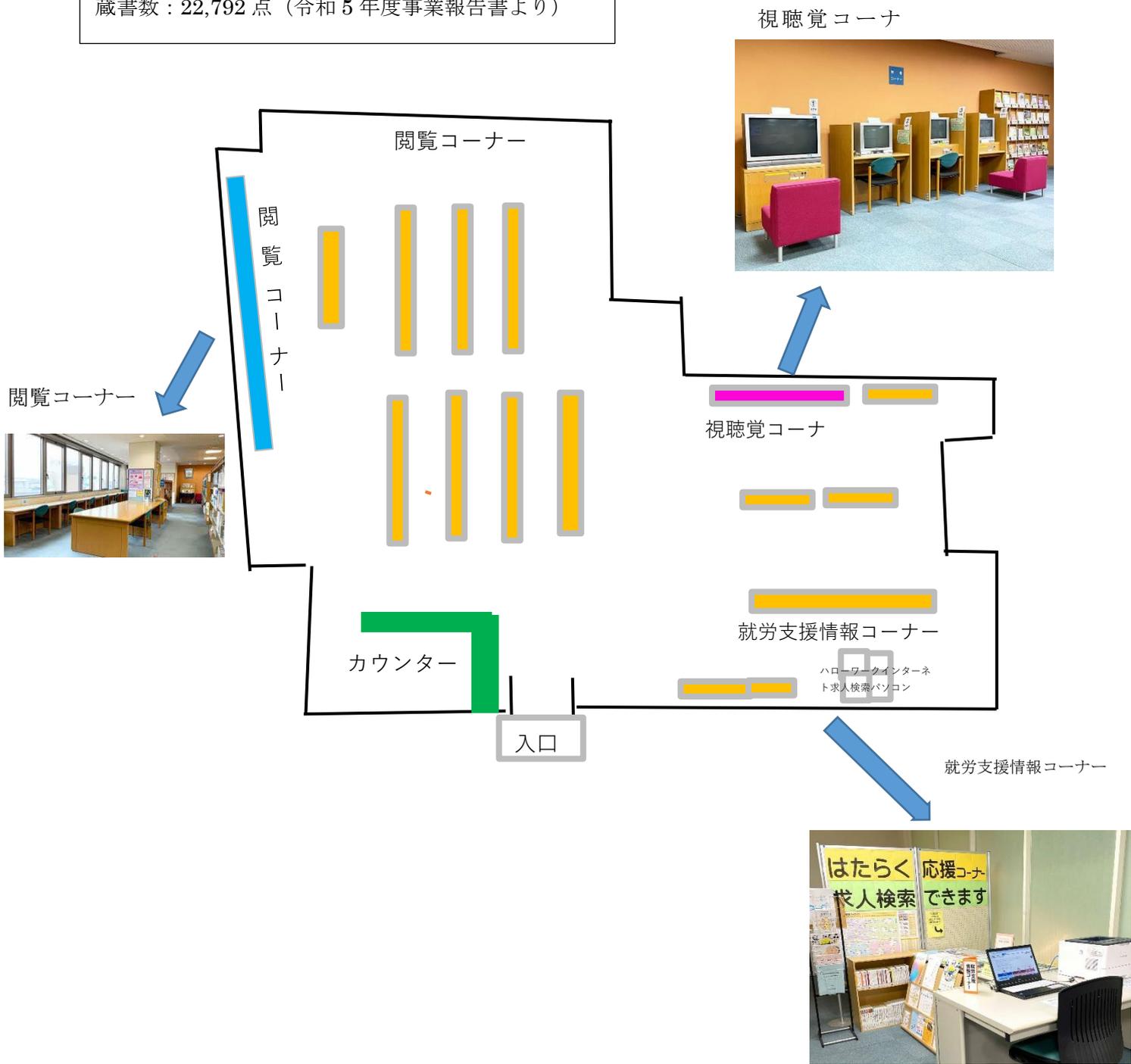
サービス分類	サービスレベル評価項目	確保すべきサービスレベル	最高評価サービスレベル
サービス水準・施設効用の発揮	来館者数	147,000 人/年	158,000 人/年
	ウェブサイトアクセス件数	180,000 件/月平均	210,000 件/月平均
	面接相談（4種類以上）の枠数	100 枠/月	105 枠/月
	講座・イベント参加者数	4,700 人/年	5,800 人/年
	部屋の使用率（全体）	62%/年	65%/年
	部屋の使用率（男女共同参画目的）	70%/年	73%/年
	蔵書回転率 （貸出延べ冊数/蔵書冊数）	1.1 回/年	1.15 回/年

【参考2】 情報ライブラリー（すてっぷホームページより引用）



情報ライブラリー見取り図

平米数：約 320 m²
蔵書数：22,792 点（令和 5 年度事業報告書より）



令和 7 年度に実施する取組み（予定）について（報告）

➤ 市民意識調査（予定）

■ 目的

本調査は、令和 3 年度（2021 年度）に策定した「第 3 次豊中市男女共同参画計画」の中間見直しにあたり、市民の性別役割分担の状況や男女共同参画、女性活躍推進、ワークライフバランスに関する意識、D V 等の実態や事業所の意識などを把握し、今後の男女共同参画施策の推進及び次期計画策定のための基礎資料とすることを目的として実施する

■ 対象

豊中市内に居住する 18 歳以上の市民及び豊中市内の従業員数規模 10 人以上の事業者

■ 今後の予定

令和 7 年 4 月頃審議会を開催予定

○豊中市男女共同参画審議会規則

平成16年1月15日

規則第1号

改正 平成17年3月31日規則第3号

平成19年3月23日規則第1号

平成23年3月25日規則第5号

平成27年3月25日規則第20号

令和5年3月22日規則第14号

(目的)

第1条 この規則は、豊中市男女共同参画推進条例(平成15年豊中市条例第48号)第23条第4項の規定に基づき、豊中市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営その他審議会について必要な事項を定めることを目的とする。

(委員)

第2条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市民

(3) 市長が特に必要と認める者

2 前項第2号に掲げる者は、公募により選考する。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、前条第1項第2号の委員を除き、再任されることができる。

3 市長は、特別の事情があると認める場合は、第1項の規定にかかわらず、委員を解嘱することができる。

(会長)

第4条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会の事務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の定めた委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。

(部会)

第6条 審議会が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員で組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に所属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、部会における審議状況及び結果を審議会に報告しなければならない。

(関係者の出席等)

第7条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市民協働部人権政策課において処理する。

(施行細目)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年1月20日から施行する。
- 2 豊中市女性問題審議会規則（昭和59年豊中市規則第4号）は、廃止する。
- 3 会長及びその職務を代理する者に事故がある場合その他会長の職務を行う者がいない場合における審議会の招集及び会長が決定されるまでの審議会の議長は、市長が行う。
- 4 他の規則の一部改正〔略〕

附 則（平成17年3月31日規則第3号抄）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月25日規則第5号抄）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日規則第20号抄）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月22日規則第14号抄）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

豊中市男女共同参画審議会の傍聴要領

1 目的

この要領は、豊中市男女共同参画審議会（以下、「審議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 傍聴定員

審議会を傍聴しようとする者（以下「傍聴者」という。）の定員は、10人とする。ただし、開催しようとする会場の都合等を考慮し、これを増減することができる。

3 傍聴手続き

- (1) 傍聴者は、受付で所定の用紙に名前及び住所を記入しなければならない。
- (2) 傍聴の受付は、会議の開催時刻のおおむね30分前から先着順に行うものとする。ただし、受付開始時に傍聴定員を超える希望者があるときは、抽選等により傍聴者を決定する。

4 傍聴できない者

次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器、その他人に危害を与えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) 旗、のぼり、プラカードの類を携帯している者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

5 傍聴者の守るべき事項

傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 放言、放歌等により騒ぎ立てないこと。

- (3) はち巻き、腕章、たすきの類を着用する等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は議事進行の妨害となるような行為をしないこと。

6 撮影、録音等の禁止

傍聴者は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得た者は、この限りではない。

7 係員の指示

傍聴者は、係員の指示に従わなければならない。

8 違反に対する措置

会長は、傍聴者がこの要領に違反するときはこの要領の定めに従うことを命じ、その命令に従わないときは当該傍聴者を退場させることができる。

9 その他

この要領に定めるもののほか、審議会の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要領は平成16年(2004年)1月20日から実施する。